

## 第26号議案

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

品川区法定外公共物管理条例（平成22年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「720円」を「864円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の品川区法定外公共物管理条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

（説明）法定外公共物の占用料の額を改定する必要がある。